一般競争入札の実施に係る掲示

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の業務である。

また、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務とする。

平成 28 年 10 月 31 日（月）

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

本部長　岡　雄一

1　業務概要

(1)　業務名　　平成 29 年度機械・電気設備資材価格調査業務

(2)　業務内容　主な業務内容は以下のとおりである。

①　機械・電気設備資材価格調査業務

機構事業に係る都道府県別の機械・電気設備資材の平成 29 年 3 月期の市場取引価格及び製造業者見積価格の実態を調査する。

②　物価資料等価格の整理業務

別途機構が購入した物価資料等の資材価格(以下「物価資料等価格」という。)について、価格の比較及び整理等を行なう。

③　機械及び電気設備工事単価図集の追加及び修正業務

機構が作成している機械及び電気設備工事単価図集について、機構担当者の指示により、内容の追加及び修正を行なう。

④　資材査定率表の作成業務

①及び②で得られた価格を基に、機構担当者の指示する資材について、査定率表を作成する。

⑤　報告書作成業務

上記①から②の成果を報告書にまとめる。

(3)　履行期間　契約締結日の翌日から平成 29 年 3 月 31 日まで（予定）

2　競争参加資格

(1)　次の①から④に掲げる資格を満たしている単体企業であること。

① 独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成 16 年独立行政法人都市再生機構達 95 号）第 331 条及び第 332 条の規定に該当する者でないこと。

② 当機構東日本地区における平成 27・28 年度測量・土質調査・建設コンサルタント等業務競争参加資格を有している者で、「調査」の業種区分の認定を受けていること。

③ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件業務の履行場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

④暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者若しくはこれに準ずるものでないこと。

（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→入札心得、契約関係規程→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者、を参照）

（http://www.ur-net.go.jp/order/pdf/bouryokudantouteigi240117.pdf）

(2)　平成 18 年度以降に公的機関(※1)が発注した機械設備工事及び電気設備工事の積算に関する業務を受注し、完了した実績（下請負による業務の実績を含む。）を１件以上有すること。

※1　公的機関とは、国、地方公共団体、独立行政法人、特殊法人、法律に基づき地方公共団体が設置できる公社（住宅供給公社、土地開発公社）をいう。

(3)　以下の①、②に掲げる基準を満たす管理技術者を当該業務に配置できること。

①　ａ）又はｂ）のいずれかであること。

ａ）技術士（衛生工学部門：機械設備の担当者のみ適用、電気電子工学部門：電気設備の担当者のみ適用）、一級建築士、設備設計一級建築士、建築設備士の資格のいずれかを有する者。

ｂ）平成 18 年度以降において受注し、完了した２(2)に示す業務に従事した実績を１件以上有していること。

②　予定管理技術者の雇用関係

配置予定管理技術者は、申請書及び資料の提出期限日時点において恒常的な雇用関係があるものであること。なお、雇用関係がないことが判明した場合は、虚偽の記載として取り扱う。

(4)　本業務における一括した再委託及び主たる部分の再委託は認めない。一部再委託を実施する場合は、入札説明書によるものとする。

(5)　平成 18 年度以降において受注し、完了した２(2)に示す業務に従事した実績を１件以上有している担当技術者を当該業務に配置できること。

３　総合評価に関する事項

(1)　総合評価の方法

① 価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、当該入札者の入札価格から求められる下記②の「価格評価点」と下記③により得られた「技術評価点」との合計値（評価値）をもって行う。

② 価格評価点の評価方法は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

価格評価点＝60×（１－入札価格／予定価格）

③ 技術評価点の算出は、以下のとおりとし、最高点は60点とする。

また、技術点の算出は、申請書及び資料の内容に応じ、下記１）から４）の評価項目ごとに評価を行い、技術点を与えるものとし、満点は40点とする。

１）企業の業務実績

２）予定管理技術者の経験及び能力

３）実施方針

４）技術提案の履行確実性

技術評価点＝（技術評価点の最高点＝60）×（技術点／技術点の満点）

技術点＝[１）に対する評価点]＋[２）に対する評価点]

＋[技術提案評価点（※）]×[４）の評価に基づく履行確実性度]

（※）技術提案評価点＝[３）に係る評価点]

なお、入札参加者全者の入札価格が、調査基準価格（予定価格に10分の7を乗じて得た額）以上の場合は、上記「技術点」の算式中「履行確実性度」を１（100%）とする。

④ 詳細は、入札説明書による。

(2) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」、「企業の業務実績」、「予定管理技術者の経験及び能力」、「実施方針」及び「技術提案の履行確実性」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(1)によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の求める最低限の要求条件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

なお、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者となるべき者を決定する。

4 入札手続等

(1) 入札説明書の交付期間、交付場所

交付期間：平成 28 年 10 月 31 日（月）から平成 28 年 11 月 16 日（水）まで。
交付方法：当本部ホームページよりダウンロードとする。

(2)　申請書及び資料の提出期間、提出場所、提出方法

提出期間：平成 28 年 10 月 31 日（月）から平成 28 年 11 月 16 日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から午後５時まで(ただし、上記期間の正午から午後１時の間は除く。)。

提出場所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
新宿アイランドタワー18 階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部
ストック設計部　設計企画グループ
電話 03-5323-2454

提出方法：あらかじめ提出日時を連絡のうえ、内容を説明できる者が持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

日　　時：平成28年12月19日（月）午前10時30分（予定）

場　　所：〒163-1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号
新宿アイランドタワー19階
独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　入札室

提出方法：　持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
※入札、開札の日時及び場所については、競争参加資格確認通知の際に通知する。

(4) 本業務は、入札に参加する者が関係法人１者だった場合（関係法人が代表者となる共同企業体１者だった場合を含む。）は、当該手続き中止し、再公募を実施する。

5　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金　免除

(2)　入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3)　落札者の決定方法

上記３(2)による。

(4)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記２(1)②に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない単体企業も、上記４(2)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、申請書等提出時に「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・土質調査・

建設コンサルタント等業務)」を併せて提出し、その後当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(5)　技術提案書（履行確実性の審査に必要な部分に限る）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。(入札説明書参照)

(6)　問い合わせ先

①　申請書及び資料について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

ストック設計部　設計企画グループ

電話 03-5323-2454

②　平成 27・28 年度の競争参加資格、入札手続について

独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部

総務部　首都圏入札チーム

電話 03-5323-2572

(7)　詳細は入札説明書による。

(8)　独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

①公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

1)当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

2)当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

1)当機構の役員経験者及び課長担当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

2)当機構との間の取引高

3)総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

4)１者応札又は１者応募である場合はその旨

③当方に提供していただく情報

1)契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

2)直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内

以　上